

野田市告示第 9 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 8 年 1 月 15 日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 25 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-12-1	立看板 はり札	— 4	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和7年12月3日 午前9時から午後4時	令和7年12月3日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-12-2	立看板 はり札	— 4	川間停車場線～市道1011～11290～203 0～2020～2030～11102～11209 ～1012～11211～11213～11221 ～11222～1012～11209～11102 ～2030～川間停車場線～11030～1071 ～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里～尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和7年12月3日 午前9時から午後4時	令和7年12月3日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-12-3	立看板 はり札	— 10	市道1061～21064～21081～1101 9～2080～1050～2080～2310～1 370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～ 岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和7年12月10日 午前9時から午後4時	令和7年12月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-12-4	立看板 はり札	— 6	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1 252～1240～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～ニツ塚～山崎	令和7年12月17日 午前9時から午後4時	令和7年12月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-12-5	立看板 はり札	— 1	我孫子関宿線 瀬戸～三ツ堀～瀬戸上灰毛	令和7年12月17日 午前9時から午後4時	令和7年12月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	